

統計法（平成十九年法律第五十三号）（抄）

最終改正 平成三十年六月一日法律第三十四号改正

（委員長）

第四十九条 委員会に、委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。